

桂川町告示第90号

令和6年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月21日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和6年6月6日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和6年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告
(1) 感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 承認第5号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第6号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第7号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第8号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第11 承認第9号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第12 承認第10号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第13 承認第11号 令和5年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第12号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第15 承認第13号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第2号)
- 日程第16 承認第14号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第17 議案第18号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第19号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第19 議案第20号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第21号 令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第22号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第23号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23 報告第3号 令和5年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第24 報告第4号 令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
日程第6 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告
（1）感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
日程第7 承認第5号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
日程第8 承認第6号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
日程第9 承認第7号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
日程第10 承認第8号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
日程第11 承認第9号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）
日程第12 承認第10号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）
日程第13 承認第11号 令和5年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
日程第14 承認第12号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
日程第15 承認第13号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）
日程第16 承認第14号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
日程第17 議案第18号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第18 議案第19号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第20号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第21号 令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第22号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第23号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 報告第3号 令和5年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第24 報告第4号 令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書

出席議員（10名）

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課係長	坂本 洋平君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	永松 俊英君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第2回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、大塚和佳君、6番、吉川紀代子君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月14日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

昨年の5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に移行されて1年が経過し、この間、感染防止に注意しながら、徐々に警戒感が薄れてきたように感じているところです。

また、最近の各団体の総会や行事、イベントの開催などについても、コロナ前の活気を取り戻せるように計画されているようです。町全体としての活性化、まちづくりの推進のためにも欠くことができない取組であり、お世話される方のリーダーシップに感謝するとともに、町民の皆様の熱意に心から敬意を表したいと存じます。

さて、本日は、令和6年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、本年の1月1日に発生しました令和6年能登半島地震では、甚大な被害が発生し、改めまして、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を念願する次第でございます。

本町では、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、被災した市区町村を対象に支援活動を行う「対口支援」に参加し、職員を派遣しました。派遣対象市町村は石川県穴水町で、4月9日から4月23日までの間、被災者の生活再建支援業務に従事し、無事、帰庁しています。

次に、「新修・桂川町誌」の編さん事業については、去る5月30日にプロポーザル方式による選考を行った結果、株式会社ぎょうせい九州支社に発注することとなりました。

また、先月から広報けいせんに「町誌編さんだより」のコーナーを設け、町ホームページには、「町誌編さん」の特設サイトを設置して、情報発信に取り組んでいるところです。令和10年度の完成に向けて、着実かつ積極的に進めてまいりますので、御理解御協力をお願いします。

次に、今年度からの取組として、桂川町空家等対策協議会を設置し、年々増加傾向にある空き家等の問題について、対策計画の策定及び適正な管理について協議をお願いしたいと考えています。対策計画の骨子は、現状の把握と課題の抽出を行い、空き家所有者の意識、特定空家の対応、空き家の相談窓口などについて、明確な方針を示そうとするものであります。

次に、桂川町大字吉隈字内浦875―1ほか2筆、つまり、大将陣山の中腹に計画されている福岡金属興業株式会社の産業廃棄物処理施設に関する動向については、3月の行政報告以降、大きな変化はありません。また、福岡県の廃棄物対策課からも、「特に動きはない」と報告を受けているところです。

一方、産業廃棄物処理施設の建設計画に関係する水路の付け替えについて、本年3月6日に、地元吉隈3区と福岡金属興業の話し合いが行われ、物別れになったと聞いています。その後も話し合いの申入れがあったそうですが、開催されていないということでした。

これに対し、福岡金属興業から、「今般、吉隈3区の同意取得は困難であると判断し、貴町の行政指導には従うことができない」として、地元の同意なしで水路付け替えの許可申請書を提出したい旨の意向が示されていますが、本町としましては、地元住民の意思に反して手続を行うことはできない旨の回答をしたところです。

さらに、建設計画地周辺の8行政区では、建設反対の署名活動が行われていると報告を受けています。

今後とも、将来にわたる環境保全や安全・安心の確保という基本的な生活権が脅かされないよう、福岡県や飯塚市並びに関係機関と連携して取り組んでまいります。

なお、今後、訴訟等の法的な対応が必要になることを考慮し、6月1日付で、行政法に詳しい弁護士と顧問弁護士業務委託契約を結んだところです。

次に、本町が加入している福岡県介護保険広域連合の介護保険料については、3年に1回見直しが行われ、第9期に当たる令和6年度から8年度の3年間の保険料は、引き続きBグループの保険料が適用されることになりました。

しかしながら、Bグループの中でも高齢者1人当たりの給付費が高い状態にありますので、介護予防事業や健康診査等に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合の一般廃棄物処理施設建設については、関係する様々な事項について取組が進められているところです。地元の地権者の皆様との協議や建設事業者の選考委員会、都市計画決定手続等、業務の範囲は多岐にわたっています。

なお、予熱利用に関わる地域振興策については、地元九郎丸区の皆様と協議し、温水プール、温浴施設等を中心とした施設の整備等について要望しているところです。

次に、健康増進関連の取組については、生活習慣病やがんの予防・早期発見のため、対象者に特定健診・がん検診・若年健診等の各種検診の案内を送付しています。

また、今回初めて、日中の仕事等でなかなか時間が取れない方のために、ひまわりの里で「ナイト検診」を実施するなど、幅広く積極的に健康づくりの支援をしております。

次に、プレミアム付商品券の発行については、本年度も実施する方針で取組を進めているところです。

具体的な内容については、商工会と検討・協議を行い、プレミアム率30%、発行総額は1億3,000万円で、発行冊数は1万冊、キャッシュレス商品券の割合を40%としています。町民の皆様の家計の下支えを図るとともに、商工業の振興・活性化に努めたいと考えています。

次に、桂川幼稚園と土師保育所を統合し、幼保連携型認定こども園の創設及び新園舎の建設に取り組んでいるところです。建設予定地として、桂川小学校運動場の東側に隣接する旧町営住宅土居団地跡地（桂川町大字土居500番地ほか9筆）を対象に検討・協議を行っています。

検討・協議の内容のうち、特に建設に直接関わる課題として、全体面積の形状と広さの問題、園舎の規模と必要な施設設備の問題、施設利用者の駐車場の問題、児童生徒の車での送り迎えの混雑、県道豆田稲築線・九郎丸工区の道路改良工事との調整等々、乗り越えなければならないハードルは高いものがあります。

現在、その課題解決のための調査や検討等を行っていますが、現時点では調整が難しい事項もありますので、もうしばらく時間をいただきたいと存じます。課題解決のための対応・対策がまとり次第、地元関係者並びに保護者等の皆様に御説明したいと考えています。議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づき、本町のこども施策を総合的に推進するために、「桂川町こども計画」（計画期間、令和7年度から令和11年度）の策定に

取り組んでいます。

策定に当たっては、前年度に実施した実態把握調査の結果を活用し、こども基本法に基づいて国が定めている「こども大綱」及び「福岡県こども計画」を勘案しながら、こども・子育て支援法に基づく「こども・子育て支援事業計画」と、こどもの貧困対策の推進に係る法律に基づく「こども貧困対策計画」、こども・若者育成支援推進法に基づく「こども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の4本の計画を包含し、一体的なものとして策定することとしています。

次に、水道事業において、昨年、一部地域で発生した濁り水の損害賠償の示談が成立し、専決処分を行いましたので、よろしくお願いいたします。

また、昨年度実施しました、土師配水池施設調査に伴い、配水池地盤の観測及び送配水管の調査費等について予算を計上しています。既存の施設の安全性を確保しながら、新たな配水池設置等の取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、王塚古墳の春の特別公開を、4月20日、21日に実施しました。両日とも、あいにくの雨模様でしたが、郷土史会の皆様をはじめ、多くの方々の御協力の下、2日間で1,355名の見学者を迎えることができました。今後とも、保存と活用の視点を大切にしながら取り組んでまいります。

次に、予算については、専決処分による令和5年度の補正予算5件と令和6年度の補正予算1件の承認、令和6年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算等4件の議案を提案しています。

令和6年3月31日付で専決処分しました承認第9号から承認第13号の補正予算については、各会計の決算を見込んだ予算の整理が主なものでございます。

このうち、承認第9号令和5年度一般会計補正予算（専決第5号）は、補正額1億1,455万8,000円を減額し、予算の総額を66億9,544万円と定めたものです。

本補正において歳入が歳出を上回りましたので、歳入余剰分については、基金の積立金及び繰入金にて調整しています。

具体的には、歳出側で減債基金及び教育・保育施設整備基金にそれぞれ4,500万円を積み立てる予算計上を行い、歳入側で、財政調整基金繰入金5,000万円、公共事業整備基金繰入金4,690万円を、それぞれ減額する予算を計上しています。

このことにより、これまでの予算措置分を含めた令和5年度末の主な基金現在高は、財政調整基金が7億9,140万円、減債基金が6億290万円、公共事業整備基金が3億5,170万円、教育・保育施設整備基金が4億4,970万円、また、国民健康保険給付費等支払準備基金は1億7,300万円となるものでございます。

次に、承認第14号令和6年度一般会計補正予算（専決第1号）は、補正額168万4,000円

を追加し、予算の総額を65億6,587万8,000円と定めたものでございます。国の新たな経済対策に向けた低所得者給付・定額減税の一体支援事業費として関連予算を専決処分したものです。

次に、議案第20号令和6年度一般会計補正予算（第1号）は、補正額1億3,737万円を追加し、予算の総額を67億274万8,000円に定めようとするものです。

補正の主な内容は、歳入予算では、15款国庫支出金において、国の新たな経済対策に向けた低所得者給付・定額減税一体措置事業費の原資となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加計上しています。

一方、歳出予算では、3款民生費において、歳入で申しました国の新たな経済対策に向けた低所得者給付・定額減税一体措置として実施する低所得者給付事業費と、定額減税補足給付事業費を追加計上しています。

7款商工費では、プレミアム付商品券発行事業補助金を追加計上しています。

以上が、令和6年度一般会計補正（第2号）の主な内容です。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終えた段階で、令和5年度の一般会計の繰越額として、3億6,898万3,000円を見ております。この繰越金には、令和5年度明許繰越事業費765万円が含まれているとともに、令和6年度の当初予算に6,000万円を計上していただきましたので、決定額との差額3億133万3,000円については、次の補正予算に追加計上いたします。

本日御提案します議案は、専決処分の承認が10件、条例の改正に関するものが2件、令和6年度補正予算が4件、報告2件の計18件でございます。

議案の内容につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで、延べ3回の委員会を開催したところです。

町道土居瀬戸線拡幅工事に伴い、土居四つ角交差点内に設置しております信号機の移設工事が発注されており、7月末には移設が完了する見込みです。

このほか、今年度の工事予定としては10本の工事が計画されております。町道土居瀬戸道路改良工事については、今年度、さらに60mほどの拡幅工事を進捗する予定です。その他、主な幹線道路の舗装工事としては、国道200号線から第一豆田区につながる第一豆田1号線、天道工業団地から吉隈2区方面への旧県道豆田稲築線につながる区間の天道団地進入路1号線、土師ため池前の土居笹尾線舗装改修など、舗装状態の悪い区間を優先的に舗装、修繕する内容がほとんどです。

一方で、土師3区の森園松ノ木線では、側溝の勾配がないため生活排水が側溝内によどんでおり、それを改修する工事を行う予定です。

また、委員会では現地調査を行い、このほかにも優先度の高い箇所を指摘し、改修を求めているものです。したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 3月定例会後、4回の委員会を開催しました。

4月2日には、桂川駅近くに開園されたまめだ保育園を視察しました。まめだ保育園は、ゼロ歳・1歳・2歳児を対象とした小規模保育園です。真新しい保育園は天井が高く、明るく、安全性に配慮した保育園でした。駅に近く、JRで通勤する保護者にとって、利用するのに便利な施

設ですが、できたばかりで周知不足のため、在園児童数が少ないことが残念です。

4月22日は、江藤子育て支援課課長から、幼保連携型認定こども園についてレクチャーを受けました。

そして、5月10日、宮若市さくらこども園を視察・研修しました。さくらこども園では、子供たちに歓迎されました。部屋の仕切りを取り外すことができ、中庭は天然芝が敷いてありました。

文教厚生委員から多くの質問が出ましたが、園長さんたちから分かりやすく答えていただきました。文教厚生委員は、認定こども園のイメージが徐々に理解できてきています。

奨学金制度については、現在、教育委員会で調査研究が行われています。その報告を受けて、当委員会でも、随時、調査研究を行います。

今後とも、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究のために視察や調査が必要です。つきましては、継続審査をお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。

したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集、発行について協議を行い、本年5月7日に、桂川議会だより第

46号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き桂川議会だより第47号を発行するため継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第6. 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、閉会中の審査事件として、大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会に付託しておりました、感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査についてを議題といたします。

本件について、委員長の間審査報告を求めます。柴田委員長。

○大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長（柴田 正彦君） 中間報告をいたします。

住民から、産廃施設が造られることに不安の声が上がりました。議員のほうにも寄せられました。議会としても、桂川町にとって重要な課題と考え、昨年12月7日、調査特別委員会を設立しました。

12月15日、産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書を採択し、福岡県にこの意見書を提出しました。

25日は、県庁の廃棄物対策課を訪ねました。

今年に入って、2月5日、議員と執行部の研修を行いました。講師は、産廃問題に詳しい八尋信英さんをお願いしました。その後も何度か県庁を訪問し、状況について尋ねてきました。また、資料請求も行いました。

一方、産廃施設建設予定地に近い8地区の区長さんたちは、産廃問題について独自に学習して

こられました。

4月20日、その8区の区長さんと議員で取組の交流を行い、八尋信英さんに問題提起をしていただきました。その中で、各地の事例研究、また、廃掃法——廃棄物の処理及び清掃に関する法律の学習が必要と述べられました。住民、町、議会で連携して取り組むことが必要であることを再確認しました。

5月17日、調査特別委員会を開き、今後の活動のために相談できる弁護士や専門家チームが必要であることを確認しました。議会の確認を井上町長にお伝えし、町としての取組をお願いしました。

この問題は、これから重大な局面になると思われます。住民、町、議会が一体として活動できるように、調査特別委員会も取り組んでいきます。

○議長（林 英明君） これで、委員長の間審査報告を終わります。

本定例会に上程された案件は、承認10件、議案6件、報告2件であります。このうち、承認第5号から承認第14号までは、本日即決していただき、議案第18号から議案第23号までは、本日質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

6月7日、10日、12日の3日間で審議をしていただき、6月14日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次、上程いたします。

日程第7. 承認第5号

○議長（林 英明君） 承認第5号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第5号について御説明申し上げます。議案書の3ページをお願いします。

本承認は、桂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としまして、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号）が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されることに伴い、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては4ページから5ページまで、新旧対照表を6ページから7ページに掲載しています。

主な改正の内容ですが、令和6年能登半島地震災害の被害者に係る個人住民税の特別措置等についてでございます。

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震では、広範囲に住宅や家財など被害が発生しました。自然災害による被害を受けた人は、確定申告で雑損控除を受けることなどで所得税や住民税が減る可能性があります。能登半島地震では、令和6年に発生したため、本来は令和7年以後の確定申告になるところ、政府は、今回の地震災害の特別措置として、令和5年分の所得金額で住宅や家財など損失金額の雑損控除の適用を対象にする改正をされています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ただいまの説明では、能登半島地震に係る雑損処理への特例ということで、本町の条例を新規に挿入するというので私は理解いたしました。

そこで2点ほどお尋ねいたします。現在、本町にその該当者はいらっしゃいますでしょうか。

2点目に、今後、本町に能登方面から移住された方への周知はどうか、お答えください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 今回の案件について、飯塚税務署管内の申請について、税務署のほうに尋ねたところ、5月末時点で該当者はいないという報告を受けています。

また、今後このような該当者についての情報、被災された方の情報等があれば、今般の特例や減免措置等について、個別の周知を対応していくつもりでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑は終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号桂川町税条例の一部を改

正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第 8. 承認第 6 号

○議長（林 英明君） 承認第 6 号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第 6 号について御説明申し上げます。議案書の 8 ページをお願いします。

本承認は、桂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としましては、地方税法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 6 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 7 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 8 号）並びに地方税法施行規則及び航空燃料譲与税法施行規則の一部を改正する政令（令和 6 年総務省令 3 7 号）が、令和 6 年 3 月 3 0 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては 9 ページから 2 1 ページまで、新旧対照表を 2 2 ページから 4 0 ページに掲載しています。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

今年度の税制改正の主な内容につきましては、個人の住民税定額減税に関する規定の新設をするものです。個人住民税につきましては、賃金上昇が物価の高騰に追いついていない国民負担を緩和する措置として定額減税が行われ、個人住民税所得割額から、納税の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下の納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税が実施されることになりました。

定額減税による個人住民税の減収については、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっています。

その他の改正につきましては、法律改正に合わせて改正としまして、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備、町民税の減免及び固定資産税の減免については、職権による減免を可能とする規定が追加されました。固定資産税につきましては、土地の評価額について、課税評価額の負担水準の均衡を促進するため、現行の負担調整措置の適用期限を 3 年延長する改正が行われています。

また、今回の特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものになるように読替規定を追加するものでございます。

以上が、主な改正の内容でございます。

その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備を行っております。

附則としまして、施行期日でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正の規定の内容によりまして、別に期日を定めております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません、本筋じゃない質問になると思います。言葉が、「何々によって」、「何々より」っていっぱい書いてあるんです。実は私、卒業論文で、「より」と書いたのを、全部、教授に、「よって」に変えてくださいと言われてました。不可解な顔をしたんだろうと思います。すると、「論文って、そういう書く機会、ないでしょうから、この際、そんなものと思ってやってください」と言われて、「分かりました」で書き換えた記憶がある。「より」を「よって」に。

これは、「何々によって」を「より」にあえて変えてある。これはこういった文書、条例では、「より」になっているのか、今まで気づかなかったんですけど、あえてここで変えてあるのは国がそうしたからなのか、この辺を教えてください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 今回の改正につきましては、総務省自治税務局通知の文書を元にして作成して改正をしているところでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号桂川町税条例の一部を改

正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第9 承認第7号

○議長（林 英明君） 承認第7号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第7号について御説明申し上げます。議案書の41ページをお願いいたします。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分についてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が交付され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容については42ページから、新旧対照表を43ページから45ページに掲載しています。

改正の内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の見直しによるものです。

今回の改正においては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、後期高齢者支援金課税額を22万から24万円に引き上げ、これと基礎課税額に係る課税限度額を65万円、介護給付課税額に係る課税限度額を17万円と合わせて106万円となります。

次に、今回、経済動向を踏まえ、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得についても見直しが行われています。

具体的には5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の29万から29万5,000円に、2割軽減の対象になる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ引き上げるものです。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、この承認第7号に対し、反対討論をいたします。

この案件につきましては、課税限度額現行104万円が106万円に上げられ、その額を財源として軽減税率のほうにふり当てようとしているものだと理解しました。しかし、その額面は合致しておりません。

まず、この104万円が106万円に上がるのは金持ち、そこの認識が、私たちと政府の言う金持ちの認識が違っていると思います。現実的には、中堅サラリーマンに課税されます。

よって、私は、この案件に反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論終わります。

反対討論がありますので、これより承認第7号を採決します。起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第7号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第10. 承認第8号

○議長（林 英明君） 承認第8号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 承認第8号について御説明いたします。

本承認は、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したものでございます。

議案書46ページをお開きください。提案理由といたしまして、令和5年9月より発生した濁り水による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の濁り水による損害賠償の申請は、全部で26件ございました。そのうち議会の承認をい

ただく10万円以上の損害賠償については、本議会に提出しています4件でございます。

なお、この事件は、同じ原因で発生したものでありますので、一括して報告いたします。

次の47ページをお開きください。内容について御説明申し上げます。

昨年、令和5年9月より桂川町内の一部地域において濁り水が発生し、個人宅の機械、器具類に損害を与え、交換等が必要となったものです。

示談の内容は、町が、それぞれの相手方に損害額を支払い、双方は本件事故後について、今後いかなる事情が発生しても、裁判所または裁判外において、一切の異議申立て、または請求をしないという内容でございます。

別表を御覧ください。損害賠償の相手方、損害の状況、賠償額、専決日について御説明いたします。

専決処分した方は4名です。表の一番上の方から、損害の状況は、浄水器及びシャワーのフィルター交換とトイレのウォシュレット交換で、賠償額は18万8,289円、専決日は令和6年4月4日です。

次の方は、浄水器修繕とカートリッジ交換、エコ給湯洗浄で、賠償額は25万7,950円、専決日は令和6年4月8日です。

次の方は、電気給湯器交換で、賠償額は69万円、専決日は令和6年4月17日です。

次の方は、トイレ電磁バルブ交換、浄水器カートリッジ交換で、賠償額11万2,200円、専決日は令和6年4月22日です。

なお、損害賠償額については、桂川町が加入しています全国町村会総合賠償保障保険にて全額支払います。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。今回4件損害賠償をしたと、そういう報告でありますけれど、ちょっと考えますに、これで終わればいいんですけど、もし今後、そういう申告される方が出てきたときにはどうなさるんですか。これで締切りですか。また、追加でそういうことを受け付けるんですか。締切りの期限とかいうのがあるんでしょうか、そういうところをお答えください。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 当初、こちらの損害賠償についてのお知らせは、一応3月25日までということで一旦締め切らせていただいています。

なお、この件につきましては、保険会社とお話はさせていただきましたけども、今後、申請があれば、また受け付けるということでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第11. 承認第9号

○議長（林 英明君） 承認第9号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書48ページ、承認第9号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

なお、本補正予算は、決算見込みによる予算調整を目的に編成しております。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、①令和5年度一般会計3月専決予算書（第5号）にて御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,455万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,544万円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業160万円につきましては、事業完了予定期日の変更により、11款3項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業1,400万円につきましては、

関係者との協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長により、繰越明許費に追加するものでございます。

次に、8ページ、第3表地方債補正では、公共事業等債ほか4事業債の限度額を令和5年度被災見込額にて減額変更、また、脱炭素化推進事業債につきましては、実施見送りにより廃止しております。

12ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。

1款1項町民税1,145万5,000円の追加、13ページ、2項固定資産税205万9,000円の追加、14ページ、3項軽自動車税5万1,000円の追加は、決算見込みによるものでございます。

次の15ページ、4項町たばこ税1,185万5,000円の減、16ページ、2款1項自動車重量譲与税141万3,000円の追加、17ページ、2項地方揮発油譲与税34万2,000円の追加、18ページ、3款利子割交付金149万1,000円の減、19ページ、4款配当割交付金132万7,000円の減、20ページ、5款株式等譲渡所得割交付金276万9,000円の追加、21ページ、6款法人事業税交付金58万円の追加、22ページ、7款地方消費税交付金1,298万5,000円の減、23ページ、8款ゴルフ場利用税交付金23万5,000円の追加、24ページ、9款環境性能割交付金297万2,000円の追加は、全て決定によるものでございます。

次に、25ページ、11款地方交付税は、1億723万6,000円の追加、うち普通交付税につきましては財源調整により、特別交付税につきましては決定により追加計上しております。

次に、26ページ、15款1項国庫負担金1,365万4,000円の減、27ページ、2項国庫補助金3,674万5,000円の減、28ページ、16款1項県負担金577万3,000円の減、29ページ、2項県補助金1,347万3,000円の減、30ページ、3項県委託金389万5,000円の減につきましては、各種負担金補助金等の決定及び決定見込みによるものでございます。

次に、31ページ、17款2項財産売払い収入1,781万6,000円の追加は、遊休地など町有地売払い収入の計上でございます。

次に、32ページ、18款寄附金4,500万円の減は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによるものでございます。

次に、33ページ、19款1項基金繰入金9,690万円の減は、今回の補正で歳入が歳出を上回ったことによる財源調整でございます。

次の34ページ、2項特別会計繰入金138万8,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものでございます。

次に、35ページ、21款1項延滞金加算金及び過料137万5,000円の追加は、町税延滞金の決算見込みによるもの、36ページ、4項雑入515万1,000円の減は、説明欄に記載の各収入の決定及び決定見込みによるものでございます。

37ページ、22款町債1,600万円の減は、各事業債の起債見込みによるものでございます。

続きまして、38ページから歳出について御説明いたします。

なお、歳入予算の補正に伴う財源組替えにつきましては、御説明を割愛させていただきますので御承知おき願います。

1款1項議会費180万3,000円の減は、1目議会費の特別旅費、常任委員会調査研修旅費等の減でございます。

次に39ページ、2款1項総務管理費5,770万2,000円の追加の主なものは、3目財政管理費の減債基金積立金及び教育保育施設整備基金積立金、それぞれ4,500万円の追加計上、今回の補正における余剰見込みの整理でございます。

また、公共事業整備基金積立金138万8,000円の追加計上につきましては、歳入で申しました住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金を全額積み立てるものでございます。

次の42ページ、4項選挙費461万2,000円の減は、3目福岡県議会議員一般選挙費の決定によるものでございます。

次に44ページ、3款1項社会福祉費7,552万2,000円の減の主なものは、1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金や、4目重度障害者医療費の医療扶助費、8目介護保険事業費の福岡県介護保険広域連合負担金、また、13目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費や、次の45ページ、14目物価高騰対応重点支援給付金給付費の決定及び決定見込みによる減額計上でございます。

次の47ページ、2項児童福祉費3,048万9,000円の減は、2目児童措置費の児童手当の決定及び5目土師保育所費の短時間勤務会計年度任用職員人件費の決算見込みによるもの、48ページ、4項同和対策費618万3,000円の減は、2目人権センター運営費の決算見込みによるものでございます。

次に49ページ、4款1項保健衛生費590万9,000円減は、3目環境衛生費の泉ヶ丘団地汚水処理施設修繕工事の皆減及び合併処理浄化層設置整備事業補助金の決算見込みによるもの、50ページ、3項上水道費44万2,000円の減は、物価高騰対応重点支援に係る水道事業会計繰出金の決算見込みによるものでございます。

次に52ページ、7款1項商工費393万7,000円の減は、2目商工振興費の商工祭り助成金の皆減や、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援に係るプレミアム付商品券発行事業補助

金の決定などによるものでございます。

次に53ページ、8款1項土木管理費310万円の減は、1目土木総務費の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金及びブロック塀等撤去費補助金の皆減によるもの、55ページ、3項都市計画費447万7,000円の減は、主に2目街路事業費の道路後退用地取得に係る測量委託料等の皆減や、3目公園費の決算見込みによるもの、56ページ、4項住宅費551万7,000円の減は、2目住宅建設費の二反田団地解体事業費の決定によるものでございます。

次に57ページ、10款2項桂川小学校費285万9,000円の減、58ページ、3項桂川東小学校費23万5,000円の減、59ページ、4項桂川中学校費796万2,000円の減は、それぞれ感染症対策消耗品費や少人数指導教育職員人件費等の決算見込みによるもの、60ページ、6項学校給食費282万1,000円の減は、主に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援に係る給食費特別補助金の決定によるものでございます。

次の61ページ、7項社会教育費1,639万2,000円の減は、4目文化財保護費のうち、王塚古墳保存整備事業分の減及び町内遺跡発掘調査事業分の皆減などのほか、各社会教育事業費の決算見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 2点ほどあります。歳入で、31ページ、不動産売払いで1,781万6,000円、町有地売払い収入、これの場所と、その場所の売払い、歳入された金額、あと一つは、40ページ、2款1項の委託料、ふるさと応援寄附金業務委託料、マイナスの1,680万でございますが、当初の金額と減額した理由を教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 不動産売払い収入の1,781万6,000円の場所ということでございます。こちらにつきまして、県道豆田稲築線九郎丸工区の用地買収に応じていただいた代替地等の対応で、一つは、桂川駅南側道路の一部、北口の町有地を1か所、町有地を払下げしております。

また、土居1区の、土居の今、土居瀬戸線の改修工事を行っておるんですけど、あの沿道の部分の833m²分を払下げをしております。あとは、9月議会で御承認いただきました矢次衛生社さんの代替地等ですね。もう一つは、都田酒屋前の公有地の売買、これは購買をしております、その部分を560m²、払下げをしております。

以上の内容でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） トータル何件になるとですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） トータル5件になります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） はい。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 2点目のほうの御質問についてでございます。

当初予算につきましては、3,585万5,000円計上しておりました。今回の減額につきましては、ふるさと応援寄附金が伸びなかったということで減となっております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 伸びなかったとは分かるんですけど、どういうふうな依頼をして伸びなかったから減ったという、そんなとは、何か説明で、こちらが分かるようにしていただければ。もう「伸びなかった」だけじゃ、ちょっと理解ができないんですけど。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 金額的なものは、これ返礼品費も含めたところの分なので、ちょっと金額が大きくなっているんですけど、伸びなかったというのは、訴求力がなかったというしか言いようがないかと思います。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 52ページ、プレミアム付商品券発行事業補助金が181万5,000円減になっています。これはなぜなのかということが一つ。

それから、61ページ、これはうちの所管にはなるんですが、下から2つ目、王塚古墳の石室安定化検討等業務委託料が699万1,000円減、かなり大きい額、減になっています。この2点を説明してください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 令和5年度で実施いたしましたプレミアム付商品券は、紙券と電子券を販売いたしました。電子券が完売しませんでした。そのため、売れ残った電子券の精算と、電子券を換金する際の振込手数料の精算を行いまして、その残額を減額といたしております。

○議長（林 英明君） もう1点。尾園課長。

○王塚装飾古墳館長（尾園 晃君） 王塚古墳石室安定化検討等業務委託料ですけれども、当初の計画、新年度予算を計上したときの計画と、実際、検討を加えていくうちに、計画が一部縮小

したり、翌年度でないとできないということが判明したため、691万1,000円の減となったものであります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。次は20分からお願いします。

午前11時13分休憩

午前11時21分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

先ほどの発言で、原中課長から訂正がありますので、発言を許します。原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどの令和5年度一般会計3月専決予算書（第5号）の承認について、大塚議員のほうから31ページの財産売却収入、17款2項1目1,781万6,000円の追加についての件数をお尋ねになられた件について、私が5件と説明しましたけれども、4件の間違いでございました。

申し訳ありませんでした。

日程第12. 承認第10号

○議長（林 英明君） 承認第10号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸出事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第10号について御説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いします。本承認は、令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特

別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計の予算について、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、タブレット補正予算書について御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いします。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850万3,000円にするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入20万1,000円の増額、1項2目住宅新築資金貸付金元利収入9万6,000円の減額、3目宅地取得資金貸付金元利収入12万5,000円の減額。

8ページをお願いします。2項1目住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額をお願いしております。事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

9ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3万2,000円の減額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくをお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、住宅資金等の貸付事業の専決について、私のほうからは賛成の立場で質問したいと思います。

この貸付事業の当初の目的または返還の公平性、それから債権の町としての財産的な価値、こうした観点から質問していきたいと思います。

まずこの中で9ページ、22万の減額があります。これ当初予算48万8,000円、6年度もこの金額で出ていると思う。ここ5年間ぐらい見てみますと、平成元年ぐらいに47万4,000円ぐらい減額がばくつとひとつとるんですね。ということは、この目的は一応、今、町議会でも、先ほど町長のほうで行政報告もありましたが、弁護士の問題等々、いろんな形の中で、弁護士の活用が必要な時期を桂川町は狭まれております。そうした中で、この22万円減額ということはどういうことですかね、弁護士の委任中身として、まず一つとして22万円やけど、現実的に、もう弁護士に何も委任しなかったと。だから22万減額したんですよというものなのか、それとも残りの分を減額したのか、こうしたもんで、でも去年と大体一緒のような感じがするん

で、どうか。委託の関係では、私の知る得る範囲では、弁護士料というのはいろんな形があって、基本的には、顧問弁護士というのは、毎月大体3万から5万、企業でね、1年間、3万でいけば36万になると思いますけども、その金額を、結局もう相手に渡すわけですね。でもここを見たときそういう形になっておるのかなという形のもんですね。例えば、何か起こったとき、先生お願いしますよというものなのかということなんですね。

そして、特にこの中で気になるのは、この五、六年間の間に、どれだけ弁護士に委任して、こうした町としての執行ができたのか。この点を、やはり議会としては、私は知るべきだと思います。特に9月議会も来ます。そうした中で、不納欠損の問題とか、この中にもいろいろ中身はあるんでしょうけども、不納欠損なんかも。でも9月議会じゃもう間に合わないんですね、バタバタでしょ。でも少し余裕のあるこの議会の中で、これを専決にするよりかそうした問題を含めて、この不納欠損で落とすこと自体じゃなくして、これは総務委員会の中になると思う、特に委員長にもお願いしたいんですけども、そうしたものをしっかり把握しながら、実際、どのような形で、この債権の執行をやって、弁護士とやっていくのか。この弁護士との関わり合いというのは、今は町民も行政も議会も非常に私は大事な、先ほど柴田委員長の報告じゃありませんけど、局面が来ていますんで、そうしたものをしっかり把握する必要性もあるんだろうと思います。

そこでまず、今、言いました内容、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 今、原中議員から御指摘がありました弁護士費用委託料の22万円の減額につきましては、当初トラブル等の顧問弁護士の相談費用として、10万円の2件分を計上していました。基本料の分については支払いはして、トラブルに関する相談の追加分の費用、22万円額は、特に何もトラブルとかがなかったもので、必要がなかったということになります。22万円、当初予算で。

それと、今現在の取組というか、弁護士さん、今、うちの顧問弁護士をされている方と、今、4月から何度も協議を進めています。債務者や相続人、保証人などの調査について、やり方等々をして、今年度中にはある程度、少しは結果が出せるものが出てくるんだろうと思います。何分、時間とあれがたっていて、なかなか債務者が亡くなってある方とか、相続人の方がもう既に亡くなったとか、いろいろ複雑な状況にあります。なかなか調査も難しいところにあるというところを御承知の上で、また今度9月の決算のときにでも、もっと具体的に御説明できればというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（林 英明君） 原中君、どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） いつも9月のとき、具体的にはなかなか9月議会は難しいじゃないですか。そんなにできていないと思いますが、皆さん御存じだと思いますが、そんなことを言

ったって、実際できていないんですから、もう時間がないままに進んでいくということがあろうと思います。

それと、平成元年、47万円ぐらい、これ今までと違う数字が出ておるんですけど、私たまたま今回、弁護士に関することをいろんな勉強しないといかんと思って、今度は弁護士に関することを勉強しました。そうしたら、先ほど申しましたように契約内容があります。例えば、業務委託、裁判はやらないけども書式だけつくりますよとかね。それとか、もう一括受けますよとかいろんな形でもあると思うんですけども、これはおそらく福岡県の住宅関係の専門されてある顧問弁護士であります市川先生、こういったところをお願いされてあるんだらうと思いますけれどもね、その中で当初47万円上がっていたので、これ全額かなと思ったら今言ったように、22万円の分は使わなかったと。後の残りの分は、結局委託契約の中で全額あってもなくても支払うという考え方でいいんですか。

それと、この五、六年間の間で、どれだけの、結局、弁護士を使って回収という表現が正しいかどうか分かりませんが、そうしたものをされたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 内容について、ちょっと私も、昨年度から担当しておりますので、即答をちょっとなかなかできないところもあります。分かる範囲内ですけども、そうですね、事前にその内容をいただければ答えられたのかと思います。申し訳ありません。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 議長のほうにお願いしたいんですが、今まで議会運営上の問題で、こうした問題が起こったとき、三とおりほどの方式があると思うんですね。暫時休憩していただいて、議運を開いていただいて、ぜひこれは私も語りたいたんですけど、総務あたりでですね、大事な部分なんです。その減額の部分じゃないで、その対応が大事なんです。そういうのを含めて、それから今後の町の財産をどう回収していくかというような、ちょっと大げさな話になりますけども、そういう問題がありますので、ここで暫時休憩をしていただいて、議運を開いていただいて、総務なら総務に委託をいただくのか、それからきちっとしたまた全協か何かの中で説明をいただく中で、この即決の部分を、最終日の即決でお願いできんかなというような思いであります。それか一番いいのは、合同で全員協議会でもいいですし、私これ非常に今から先の行政の在り方として弁護士をいかに使い切るか。使い切るためには、我々が何にも知らない、予算も知らないじゃやっぱりだめだと思うんですね。そして職員が、何でこれだけ早くから債権、この債権条例をいつつくったかという、29年11月に債権管理条例をつくって、いろんな形の中でやってきとるんですね。そして町長も、議会の権限の中にできるだけ入りたくない、でもあ

りがたく受ける分は、町長としての専決をいただきたいというような、過去にも議事録を見た中で、そういうようなことも言われてきておるわけですね。ですから、ここで議長にぜひ諮っていただきたいのは、これを再度、きちっと整理するためにも、それからきちっと結局その不納欠損も今難しいでしょ。議会の中、触れられないんですから。個人情報保護法とかいろいろなどが、ただそこに行きつくまでの手法だけは、議会としてもきちっとこれは確認する必要があると思ふんですね。ぜひその点は議長に諮っていただきたいと考えます。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいま、原中議員のほうから御指摘をいただきました。

非常に貴重な御意見だと思います。ただ、今日急いで何か対策をと言われるよりも、少し私どもも時間をいただきたいと思います。私自身も概略的なことは承知しておりますけれども、今、御指摘のような弁護士との関係、あるいは今後の取組の姿勢、こういったものについては、あらかじめ承知しておく必要があると思っておりますので、できればしばらく時間をいただきたいと思いますが。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 町長に言われることはごもっともだと思います。だから、今、休憩していただいて、例えば、私たちも逆ですよ。町長が分かっていない部分、議会も分かっていないんですよ、この即決の中身としては。だからそこら辺がどうなっているんだと。現実的に使っていない金をこうして落とす、これに不満が全くありません。ただそこに行くための、今から先、行政も議会もそういった部分は考えなくてはいけない部分であると思います。だからそこを議運で諮っていただいて、そしたら会期中の時間を使える範囲使えるし、今はまだ正しく説明していない部分、答えが出てない部分があるわけですね。そこら辺も確認できると。そしてそれがこれだけじゃないで、例えばいろんな税からいろんな問題が発生してくるんですね、あれ難しいんですよ、中身が。そこら辺を含めてきちっと再度、29年には一定の説明を受けましたけれども、再確認の意味でも、ぜひ、町長、あとは議運に任せますんで、議運で、例えばそういう方向を取ろうとか、例えば最終日にしよう、いやもういいよと、関係ないし即決で行こうやということであれば、数によってそれは私何も言うところはありませんけども、ぜひ私のほうからは、そういう形をお願いしたいということ、議長をお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） この件は、議運でも話が出たんです。今回は今までどおりで行こうと。
今、提案がありましたので、議運はいつあるかな。

○議員（9番 原中 政廣君） 議運じゃ間に合わないですよ。ちょっと暫時休憩して、ここきち
っと整理されたほうがいいんじゃないですか。

○議長（林 英明君） では、暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午後0時08分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

先ほど議会運営委員会を開きまして、この承認第10号については総務経済建設委員会に付託
いたします。これについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） では、ここで暫時休憩します。再開は1時から。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

日程第13. 承認第11号

○議長（林 英明君） 承認第11号令和5年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第
1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書50ページ、承認第11号令和5年度桂川町土地取得特
別会計補正予算（専決第1）号について御説明いたします。

理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕が
ございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で
専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするも
のでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル③令和5年度土地取得特別会計3月専決
予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2万6,000円に定めたもの

でございます。

7ページをお開きください。令和5年度は財産の取得等がございませんでしたので、歳入の2款1項1目土地開発基金繰入金を1,050万円減額計上。

8ページの歳出、2款1項1目公有財産取得事業費を1,050万円減額計上したものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号令和5年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第14. 承認第12号

○議長（林 英明君） 承認第12号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書51ページをお願いいたします。承認第12号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について御説明申し上げます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。予算書フォルダー④補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,645万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,498万1,000円に定めたものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税352万4,000円の増額。

8ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料1万9,000円の減額。

9ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金2億6,078万4,000円の減額は、いずれも見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金1,119万3,000円の減額は、決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。8款1項1目延滞金201万6,000円の増額は、見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、2億1,647万3,000円の減額。次に、2目一般被保険者療養費354万8,000円の減額。

14ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費3,747万8,000円の減額。

15ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金506万円の減額。

19ページをお願いいたします。5款2項1目特定健康診査等事業費389万7,000円の減額は、いずれも見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 15ページ、出産育児一時金が506万円減になっております。もともとが840万円、そしてそれが半分以上減になったということは、それだけ出生数が少なかったんだろうと思われませんが、大体何人予定して、何人だったか、分かったら教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 件数自体は、令和5年度6件の支出がございましたので、その分の、令和6年度は6件、国民健康保険の方は支出しておる形でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第15. 承認第13号

○議長（林 英明君） 承認第13号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 承認第13号について御説明申し上げます。

議案書52ページをお願いいたします。本承認は、令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）についてでございます。本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダー内の⑤令和5年度水道事業会計3月専決予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、収入におきまして44万2,000円を減額し、補正後の額を2億2,133万2,000円に定め、支出におきましては66万3,000円を増額し、補正後の額を2億5,142万7,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算書説明書で御説明いたします。

4ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益、2項営業外収益、6目他会計補助金44万2,000円の減額は、町の物価高騰緊急支援対策事業として実施しました水道料金減免に関わる一般会計繰入金の減によるものです。

次に、支出の1款水道事業費用、1項営業費用39万円の増額は、2目排水及び給水費、排水管等修繕材料費として18万2,000円の増額、5目減価償却費は浄水場ポンプ等の購入とし

て20万8,000円の増額、2項営業外費用27万3,000円の増額は、申告納付消費税の確定によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第13号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第16. 承認第14号

○議長（林 英明君） 承認第14号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書53ページ、承認第14号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月25日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内の⑥令和6年度一般会計4月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ168万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,537万

8,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金168万4,000円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上でございます。

8ページをお開きください。歳出でございます。

3款1項13目低所得者給付・定額減税一体支援事業費168万4,000円の追加は、本年度に町から送付します個人住民税の納税通知書に、国の定額減税の影響を反映するための住民税システム改修委託料114万2,000円と、町職員に係る所得税及び個人住民税の特別徴収に同じく定額減税の影響を反映するための職員給与等システム改修委託料54万2,000円の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、お尋ねします。定額減税のために住民税システム改修をしたという、どういうことをするんですか。定額減税でどういうことを。これだけ書いていたら住民税システム改修委託料なんとかって書いてある、よく分からないのでどういうことをなさるんですか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 住民税の今回の定額減税に伴いまして、普通、通常のシステムで住民税を6月に、納付書を発送するんですけど、今回の定額減税は6月分の住民税を徴収しない。7月分から11回で分けて、その分を計算し直したものを、勤務されてある方に対してのそういうデータをセットアップして作り直すそういうシステムがあります。そのシステム開発費に費用としてかかるということになります。

以上です。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。下川君。

○副議長（下川 康弘君） 私も一つ質問です。このシステム改修費というのは、後日、国のほうとか、補助金とか出るんでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 歳入側の説明で申し上げましたけども、国から来る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが財源になります。100%です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑は終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第14号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第14号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第17. 議案第18号

○議長（林 英明君） 議案第18号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書の54ページをお願いいたします。議案第18号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本件につきましては、桂川町空家等対策協議会の設置に伴い、協議会委員の報酬及び費用弁償を定める必要があるため、これを追加する条例の改正を行うものです。

次の55ページをお願いいたします。改正内容について、3行目の第1条中、第52号を53号としとあるのは、現在52号の臨時その他の非常勤の委員、調査員、嘱託等に当たる委員を53号とし、52号に桂川町空家等対策協議会委員を定めるものです。

附則としまして、この条例は令和6年7月1日より施行するものでございます。

次の、56ページをお開きください。新旧対照表でございます。条例中の別表第2条関係の表に表記しております、桂川町公共交通会議委員の下に、新たに桂川町空家等対策協議会委員の日額報酬4,000円を新たに定めるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この委員は何名ですか。

○議長（林 英明君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） この協議会要項を定めておりますけれども、その中では7名以内という形で定めております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今回上がっている補正予算で見たときに、ここの空家対策協議会委員の方の予算が組んでいないようだったんで、もし組んであるんだったら、ちょっと私の見違いかもしれませんけども、やはり条例的に上げるのだったら、同じ時期に報酬なりを上げていくべきではないかなと思って質問いたします。上げてあるんだったらいいですけど。

○議長（林 英明君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 協議会委員様の報酬、費用弁償につきましては、新年度予算の3月議会のほう、新年度の当初予算のほうに計上させていただいております。予算の議決をいただいた後に、この協議会委員の報酬の改正、これを6月議会で上程させていただいたところでございます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第19号

○議長（林 英明君） 議案第19号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。坂本子育て支援課係長。

○子育て支援課係長（坂本 洋平君） 議案書57ページをお願いいたします。議案第19号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正の理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、その改正内容に基づきまして、本条例を改正するものでございます。

改正の概要について御説明いたします。既に御承知のこととは存じますが、保育士の配置基準とは、保育の際に最低限必要な保育士の人数、また保育士1人が受け持つことができる子供の人数のことを言います。今回、こども家庭庁は、保育の質を向上させるため、1948年、昭和

23年に国が基準を定めて以来76年ぶりの改正を行うもので、具体的には、3歳児の配置基準を子供20人に対し保育士1人から15人に1人に、4歳児、5歳児の配置基準を子供30人に対し保育士1人から25人に1人に見直すものでございます。

議案書58ページをお願いいたします。58ページに改正文、59ページ、60ページに新旧対照表を添付いたしております。

第29条で小規模保育事業所A型について、第31条で小規模保育事業所B型について、第44条で保育所型事業所内保育事業所について、第47条で小規模型事業所内保育事業所について、それぞれの配置基準見直しの改正を行っております。

なお、本町の保育施設でございます土師保育所、善来寺保育園、吉隈保育園の配置基準につきましては、県が条例で定めることとされております。家庭的保育事業等につきましては、市町村が条例で定めることとなっております。本条例に該当する施設としましては、現在のところ、3歳児の受入れは行っておりませんが、小規模保育事業所A型のまめだ保育園となります。

附則に、本条例は交付の日から施行、令和6年4月1日から適用とし、また保育士不足等で現場が混乱しないように、当分の間は従来の基準での運営も妨げない経過措置を設けております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの係長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第19号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書61ページ、議案第20号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本議案は、令和6年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル⑦令和6年度一般会計6月補正予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,737万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億274万8,000円に定めようとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。11款1項1目地方交付税2,878万円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に8ページ、13款1項1目民生費負担金234万3,000円の追加は、養護老人ホームへの入所措置に係る老人福祉施設入所者負担金を追加計上しております。

次に9ページ、15款2項1目総務費国庫補助金1億547万9,000円の追加は、戸籍の振り仮名記載に係る戸籍システム改修費国庫補助金及び国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上、5目教育費国庫補助金41万6,000円の追加は、GIGAスクール推進事業に係る公立学校情報機器整備事業費国庫補助金の追加計上でございます。

10ページ、16款2項8目教育費県補助金35万2,000円の追加は、ふくおか学力アップ推進事業費県補助金及び市町村立学校学習指導員等配置事業費県補助金の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳入予算の補正に伴う財源組換につきましては、御説明を割愛させていただきますので、御承知おき願います。

11ページをお開きください。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費117万7,000円の追加は、戸籍の振り仮名記載に関する事前確認通知の作成に係る戸籍情報システム改修業務委託料の追加計上でございます。

次に12ページ、3款民生費、1項3目老人福祉費1,015万円の追加は、養護老人ホームへの新規入所3件による老人福祉施設入所者措置委託料の追加計上。13目低所得者給付・定額減税一体支援事業費1億430万円の追加は、歳入側で申しました国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施するもので、令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯への低所得者支援給付費と、定額減税しきれない方への定額減税補足給付費の追加計上でございます。

次の14ページ、2項5目土師保育所費23万8,000円の追加は、消耗品費、2歳児クラスの机、椅子の一部更新費を追加計上しております。

次の15ページ、7款商工費、1項2目商工振興費2,097万2,000円の追加は、プレミアム付き商品券発行事業補助金の追加計上。桂川町商工会からよかーけんが、プレミアム率30%で1万冊発行される計画でございます。

次に16ページ、10款教育費、1項2目事務局費33万6,000円の追加は、小中学校、

土曜学習教室への大学生講師依頼のための講師謝礼の追加計上。

少し飛びまして、20ページ、7項2目公民館費19万5,000円の追加は、桂ヶ丘区公民館改修の内容修正に伴う地域公民館建設費補助金を追加計上しております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 15ページ、プレミアム付き商品券発行事業補助金です。2,097万2,000円上がっていますが、これの目的を教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） こちらの目的ですが、依然として物価高騰が続いております。このことにより、影響を受ける町民の皆様の家計の支援を行うとともに、地元商工業者の振興を図り、地域経済の活性化を目的として実施するものであります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 最初の調整報告の中で、家庭の下支えを図るとともに、商工業の振興、活性化に努めると言われました。今までもこれいろいろありましたよね。コロナでちょっと落ち込んだ中小企業に対してのものもあったし、さっき言われた下支え、ちょっと経済的なものとそういうときもありました。コロナ予算を使ったときもいろんなパターンがありましたが、今回、両方をされるということで、割合的なイメージはどうなんですか。1対1ぐらいで考えていいんですか。どんなイメージで捉えればよろしいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません。割合の考え方のところは、ちょっとよく理解できていないんですけれども。

○議員（3番 柴田 正彦君） ウエートをどっちに置くか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ウエートをどちらにおくというよりも、これはもう表裏一体のものでありまして、どちらに置くとかということにはならないと思います。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託をいたします。

日程第20. 議案第21号

○議長（林 英明君） 議案第21号令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書62ページ、議案第21号令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本議案は、令和6年度土地取得特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル⑧令和6年度土地取得特別会計6月補正予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,051万9,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金1,000円の追加は、土地開発基金の定期預金利子を確定により追加計上しております。

次の8ページ歳出でございます。

1款1項1目財産管理費1,000円の追加は、歳入側で御説明いたしました、土地開発基金預金利子の積立金の追加計上でございます。

以上、簡略の説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第21. 議案第22号

○議長（林 英明君） 議案第22号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書63ページをお願いいたします。議案第22号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

予算書フォルダー⑨補正予算書の2ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,655万3,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項2目総務費国庫補助金270万6,000円の増額は、国民健康保険システムのシステム改修に係る補助金によるものでございます。

8ページをお願いいたします。5款1項1目利子及び配当金1,000円の増額は、預金利子の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費270万6,000円の増額は、国民健康保険システムの改修に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。5款1項1目積立金1,000円の増額は、歳入と同様、預金利子の確定によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません。歳出のほうで、国民健康保険システム改修委託料となっています。どこかに委託なさるんでしょうけれど、よく何かシステム改修、システム改修というのが出てきます。今回のこの国民健康保険システム改修の内容を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今回の国民健康保険システムの改修につきましては、マイナンバーと健康保険の一体的な関連ですね。12月2日から施行します一体に関するシステム改修によるものでございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 確認します。マイナンバーカードとの一体化に向けてのシステム

改修ですね。はい、分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第22. 議案第23号

○議長（林 英明君） 議案第23号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第23号について、御説明いたします。

議案書64ページをお開きください。本議案は、令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダー内の⑩令和6年度水道事業会計6月補正予算（第1号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして水道事業費用を968万円増額し、補正後の額を2億6,315万5,000円に定めようとするものでございます。収入予定額の補正はございません。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明いたします。

4ページをお開きください。収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費委託料は、昨年度調査した結果を踏まえ実施するものでございます。

土師配水池、地盤観測業務委託料594万円は、配水池下の斜面の状況を目視ではなく、計測機器を設置して地盤観測を行うものでございます。

次の、土師配水池送配水管管厚測定調査業務委託料374万円は、送配水管の管の厚みを調査し、今後の補修等の基礎データとするものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 昨年度の調査を受けて、今回されるということでございますけれ

ども、この観測業務というのは、今年1年だけでしょうか、それとも継続的にされる予定なんでしょうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 地盤観測業務委託料ですけども、今回、機械を設置しまして、継続的に観測をするものでございます。1年ではありません。

○議長（林 英明君） よろしいですか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ずっとしていくということでございますので、私たち所管ではありませんので、その結果なりを適宜にお知らせいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第23号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第23. 報告第3号

○議長（林 英明君） 報告第3号令和5年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書65ページ、報告第3号令和5年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の66ページをお開きください。令和5年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業及び住民基本台帳システム改修事業、3款1項社会福祉費の低所得者給付・定額減税一体支援事業。4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、11款3項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業。

以上の5事業につきまして、繰越限度額合計9,286万6,000円のうち、4,144万9,586円を令和6年度に明許繰越しております。なお、その財源内訳は、国県支出金3,099万9,586円、地方債280万円、一般財源765万円となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第3号令和5年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第24. 報告第4号

○議長（林 英明君） 報告第4号令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 報告第4号令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書について御報告いたします。

議案書67ページをお開きください。令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙関係書類をもって報告いたします。

議案書68ページをお開きください。令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、笹尾2号線φ100mm配水管災害復旧修繕に関して、ほか事業である道路災害復旧工事と並行して、令和5年度内に完了する予定でありましたが、道路災害復旧工事の遅延に伴い、年度をまたいでの工期延長が必要となりました。そのため当初予算に計上していました300万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第4号令和5年度桂川町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時48分散会
